

## 新座市自治憲章条例Q&A

### Q.「新座市自治憲章条例」ってどういう条例なの？

A. 自治体として目指す方向やそれに向かって市民・市議会・市がどのように取り組むかなどを定めたもので、自治体運営の基本となる条例であることから「自治体の憲法」とも言われています。

この条例では、市民の権利や責務、市議会及び市の責務を始め、市政への市民参画の仕組み、市の理念や基本原則等を定めています。

### Q. なぜ、自治憲章条例が必要ななの？

A. 市では、これまで「オープンドアの市政」を基本に様々な方法による市民参画の推進に努めてきましたが、地方分権が進展する中で、これまで以上に自立した独自のまちづくりを行うことが必要となりました。そこで、これまで進めてきた市民の皆さんと市との協働を条例によって制度化し、市政への市民参画の仕組みを確立することで、市民の皆さんの自治意識の高揚を図っていくため、この条例を制定することとしたものです。

### Q. この条例によって何が変わるの？

A. この条例では、市政運営を行う上での市民の権利や市民、市議会及び市の役割や責務などを定めているほか、パブリック・コメント制度や住民投票の実施、計画の策定及び実施等に係る参画など、市民が市政に参画する仕組みを保障しています。また、市が行うこととして、市民参画に必要な情報共有や説明責任、健全な財政運営の確立や財政状況の公表、第三者評価の実施などを定めています。この条例により、市民参画が広がるとともに、より市民に開かれた市政運営が保障されます。

### Q. この条例で定める市民の範囲って？

A. この条例では、第3条（定義）で「市民」について定めています。

#### ◆ 市民とは？

居住や住民登録、納税の有無などに限らず、本市の自治やまちづくりに関わる個人や団体（市内に事務所・事業所を有する法人のほか、町内会・PTA等も含む。）を幅広く対象としています。

☆もっと詳しく条例について知りたい方は☆

市広報やホームページ (<https://www.city.niiza.lg.jp>)、市内公民館・コミュニティセンターにある閲覧用資料をご覧ください。

# にいざしじちけんしょうじょうれい 新座市自治憲章条例

～平成18年11月1日 施行～

## 新座市の新しい自治が始まります。

市政運営の原則や市民の市政への参画、協働の仕組みなどを定める、新座市の「憲法」ともいえる条例です。



【問合せ】新座市総合政策部政策課 Tel. 048-477-1782

# 豊かで潤いのある住みよいまち新座を目指して

平成18年11月1日、“新座市自治憲章条例”が施行されました。この条例は、新座市がこれから目指す方向や、それに向かって市民・市議会・市がどのように取り組むかなどを定めたもので、**市政運営の基本**となるものです。

**市民の皆さん!!** 新座市自治憲章条例は、私たちのまち新座の基本条例です。そして皆さんは、これからの新座市の将来を担う一人です。「自分たちのまちは自分たちの手で」という考えのもと、市民・市議会・市が共に協働し、よりよい新座市にしていきたいと思います!



## 【新座市自治憲章条例の概要】

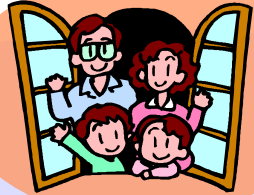
### ◆ 参画とは?

→市の政策等の立案、実施及び評価の過程に関わることをいう。

### ◆ 協働とは?

→それぞれの役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいう。

## 市民



### 市民の権利(第5条)

→市政参画、市政に関する情報公開、個人情報保護、安全・安心な生活及び活動

### 市民の責務(第6条)

→自らの発言と行動に対する責任、積極的な市政参加・市政協力

## 基本理念(第4条)

本市の自治は、この条例の目的の達成のため、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されるものとする。

- (1) 一人一人の人権が尊重され、その個性及び能力が十分に生かされること。
- (2) 市民の主体的な市政への参画が保障されること。
- (3) 市民、市議会及び市は、互いの立場を尊重し、協働すること。
- (4) 市民、市議会及び市は、市政に関する情報を共有すること。

## 市議会



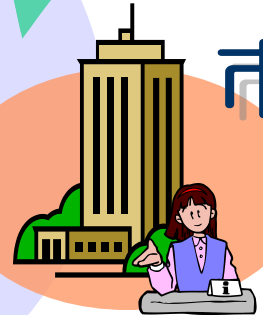
### 市議会の責務(第7条)

→市政への市民意思の反映、開かれた議会運営の推進、市民への説明責任及び情報共有

### 市議会議員の責務(第8条)

→政策提案能力・政策審議能力の向上、誠実な職務遂行

## 市



### 市の責務(第9条)

→条例の目的達成に必要な施策の推進

### 市長の責務(第10条)

→公正・誠実な市政執行、開かれた市政運営、健全な財政運営、行政の総合的調整、職員の指揮監督等

### 市職員の責務(第11条)

→全体の奉仕者として法令遵守、公正・誠実・効率的な職務執行、知識・技術等能力の向上